



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.123

発行：東濃西部広域行政事務組合

借金させてまで強引に契約を迫る手口に注意

「お金がない」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口によるトラブルが、20歳代の若者に多く見られます。こうした手口は、投資ソフトや情報商材など、お金儲けに関する契約で特に目立っています。「儲かるから借金は返せる」と勧誘された場合であっても、それは不確実な話であり、借金を返せる保証はどこにもありません。回収できる見込みがないのに借金を抱えることは、極めてリスクの高い行為です。

友人や知人から誘われ断りにくいと思っても、「お金がない」という断り方ではなく、「要りません」「やめます」ときっぱり断りましょう。また、借金やクレジット契約の際に、使用目的や職業、年収等について嘘をついて借りよう指示する手口が見られますが、それは犯罪行為となる場合もあります。



こんな相談ありました



無料動画サイトで「初回お試し500円。定期購入の縛りなし」という広告を見て、「500円の商品だけ注文し、受け取ってすぐ解約しよう」と思い注文した。しかし、解約の申し入れをすると「初回で解約する場合は定価との差額の支払いが必要」と言われた。私が見た広告ではそのような説明はなかった。

インターネットでの通信販売では、最終確認画面において解約に関する事項や総額などを明確に記載しなければなりません。そのため、最終確認画面の確認は必須です。また、広告も本来であれば、契約の条件等を示さなければなりません。しかし、こうしたトラブルの場合、悪質なアフィリエイト広告から購入にいたっている場合が多く、広告表示に問題がある可能性が考えられます。広告のみを鵜呑みにせず、公式サイトをしっかりと確認しましょう。

12月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	10件
訪問販売	9件
訪問購入	1件
通信販売	37件
連鎖販売	3件
電話勧誘	12件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	9件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業